8　8の欄は、次によること。ただし包括登録の申請の場合は、記載を要しない。

(1)　識別符号の欄は、電気通信事業法第２条第５号に規定する電気通信事業者その他総務大臣が別に告示する者が管理する識別符号（通信の相手方を識別するための符号であつて、法第８条第１項第３号に規定する識別信号以外のものをいう。）及び総務大臣により指定された呼出符号又は呼出名称のいずれかを有する場合に限り記載すること。

(2)　適合表示無線設備の番号の欄は、技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号のいずれかを届出に係る無線局ごとに記載すること。複数の無線設備について、適合表示無線設備の番号を一括して記載する場合は、「ＡＢＣ89001～ＡＢＣ89010」、「ＡＢＣ89001、ＡＢＣ89002」のように記載すること。

［(3)　略］

(4)　空中線の利得の欄は、移動しない無線局であつて、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り、その無線設備が使用する最大の空中線利得を絶対利得で記載すること。

［(5)　略］

9　9の欄は、次によること。

［(1)　略］

［削る］

(2)　［略］

10　移動しない無線局の登録の申請の場合（包括登録の申請の場合を除く。）にあつては、次の資料を添付すること。

(1)　移動しない無線局を通信の相手方とする無線局

申請に係る無線局及びその通信の相手方となる無線局相互間の位置並びにそれらの電波伝搬路及びその距離を記載した回線経路を示す資料。ただし、相互に通信を行う二以上の無線局の登録の申請を同時に行う場合（一の総合通信局の管轄区域内に開設する場合に限る。）は一の無線局について当該資料を添付し、他の無線局については10の欄に当該一の無線局に当該資料を添付した旨を記載することにより、当該資料の添付を省略することができる。

［(2)　略］

11　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に記載すること。

別表第三号　工事落成の期限の延長申請書の様式（第11条第２項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

工事落成の期限の延長申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

電波法第８条第２項の規定により、工事落成の期限を延長したいので、下記のとおり申請します。

7　6の欄は、登録（包括登録を除く。）の場合に限り記載することとし、次によること。

(1)　識別符号の欄は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第５号に規定する電気通信事業者その他総務大臣が別に告示する者が管理する識別符号（通信の相手方を識別するための符号であつて、法第８条第１項第３号に規定する識別信号以外のものをいう。）及び総務大臣により指定された呼出符号又は呼出名称のいずれかを有する場合に限り記載すること。

(2)　適合表示無線設備の番号の欄は、技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る識別番号（以下「適合表示無線設備の番号」という。）のいずれかを届出に係る無線局ごとに記載すること。複数の無線設備について、適合表示無線設備の番号を一括して記載する場合は、「ＡＢＣ89001～ＡＢＣ89010」又は「ＡＢＣ89001、ＡＢＣ89002」のように記載すること。

［(3)　同左］

(4)　空中線の利得の欄は、移動しない無線局であつて、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り、その無線設備が使用する最大の空中線利得をGis（絶対利得）で記載すること。

［(5)　同左］

8　7の欄の記載は、次によること。

［(1)　同左］

(2)　無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第３条第２項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

(3)　［同左］

9　移動しない無線局（包括登録の場合を除く。）にあつては、次の資料を添付すること。

(1)　移動しない無線局を通信の相手方とする無線局

申請に係る無線局及びその通信の相手方となる無線局相互間の位置並びにそれらの電波伝搬路及びその距離を記載した回線経路を示す資料。ただし、相互に通信を行う２以上の無線局の登録の申請を同時に行う場合（一の総合通信局の管轄区域内に開設する場合に限る。）は、一の無線局について当該資料を添付し、他の無線局については、７の欄に当該一の無線局に当該資料を添付した旨を記載することにより、当該資料の添付を省略することができる。

［(2)　同左］

10　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。

別表第三号　無線局免許承継申請書の様式（第20条の３関係）

第１　申請書

無線局免許承継申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿（注）

申請者　住所（本店又は主たる事務所の所在地）